

「江別市子ども・子育て会議」について

平成25年11月14日
江別市 子育て支援室

会議の趣旨・目的

1 設置根拠

◎江別市子ども・子育て会議条例(平成25年10月3日施行)

◎子ども・子育て支援法(平成24年8月22日公布)

【 抜粋 】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

※ **法律上、設置は「努力義務」**であるが、地域の実情を踏まえた施策を実施する上での重要性にかんがみ設置が求められている。

2 趣旨・目的

- 子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施すること。
- 新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直し（事業計画のPDCAサイクル）を行っていくこと。

【子ども・子育て支援法第77条による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

主な審議事項（新制度施行まで）

- 現時点で想定される、新制度施行（27年4月）までの主な審議事項は次のとおり。

- ◆ （仮称）江別市子ども・支援事業計画（ニーズ調査を含む）
- ◆ 給付対象施設（認定こども園、幼稚園、保育園等）の利用定員
- ◆ その他、新制度の施行準備にあたり市が決定すべき重要事項

- これらのほか、新制度に関する国の検討動向を踏まえ適宜審議

具体的な審議事項

【計画策定に係る事項】

- 潜在的なものを含め幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- 教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか

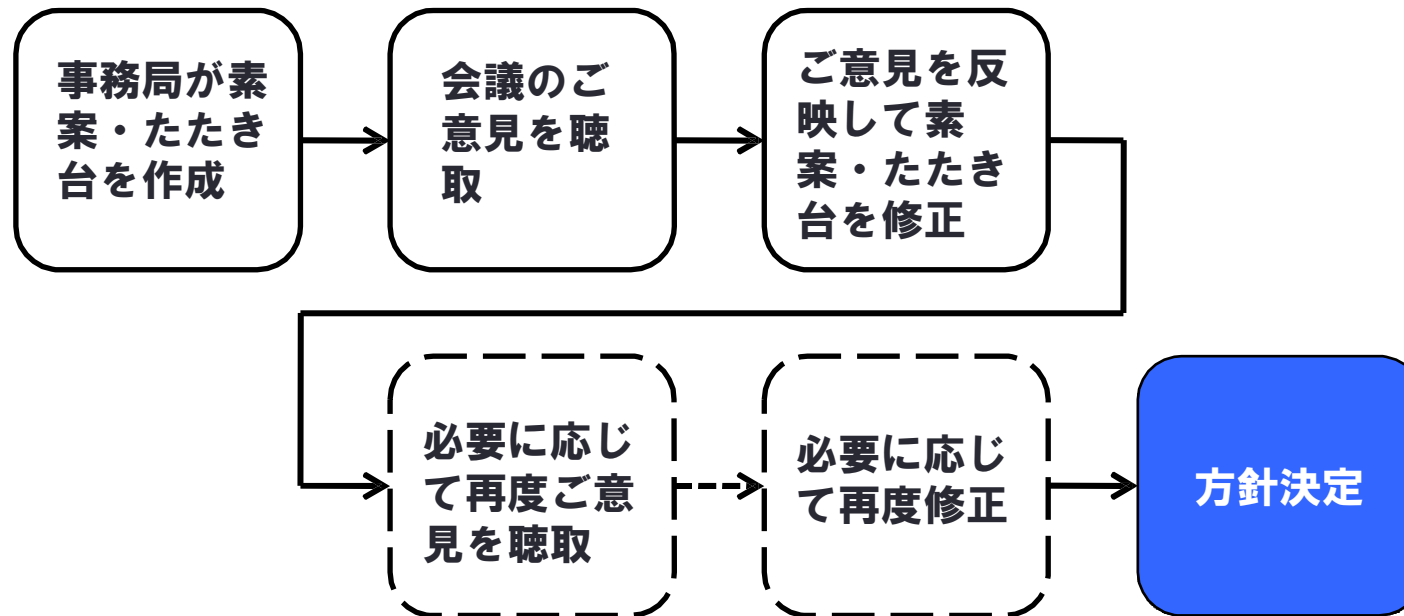
【計画の進捗管理に係る事項】

- 費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくらか使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）
- 現行の計画について見直すべき部分はないか

審議の方法（新制度施行まで）

- 審議事項については、事務局が素案・たたき台を提示して会議のご意見を聴き、その内容を反映

<イメージ>



※会議からの意見聴取に加え、必要に応じてパブリックコメントを実施して市民意見の聴取

平成25年度 審議スケジュール

- ・ 25年度は、計4回開催予定。

<審議予定事項>

第1回 (11/14)	●委嘱状交付・会長選出 ●「子ども・子育て支援新制度」について ●「江別市子ども・子育て会議」について ●ニーズ調査の実施について 等
第2回 (11/21)	●ニーズ調査の実施について 等
第3回 (2月頃)	●ニーズ調査結果素案報告 ●子ども・子育て支援をめぐる国の検討動向 等
第4回 (3月頃)	●ニーズ調査結果報告 ●子ども・子育て支援をめぐる国の検討動向 等

- ・26年度の審議事項、開催時期・回数等は、国の動向等に応じて今後検討。